

(令和4年10月現在)

【面積】 17.57m²【位置】 東京から南西へ40km、横浜から西へ約20km圏内にあり、神奈川県のほぼ中央に位置しています。



【相談支援状況】

(令和2年度) 新規相談受付 1300件

⇒月平均 83.3件（人口10万人当たり）

※（参考）全国平均 51.4件（令和2年度）

16.2件（令和元年度）

令和3年度新規相談受付

(4月~3月) 784件

(参考)

【厚生労働省HP:生活困窮者自立支援制度ニュースレター】

NO.34(令和3年10月)「自治体短信」

神奈川県座間市の「いま」

～「断らない相談支援」が育む連携体制～

<https://www.mhlw.go.jp/content/000842226.pdf>

福祉部 生活援護課
生活困窮者自立支援事業
(生活困窮者自立支援法に基づく)

自立相談支援事業(直営)
(相談支援・就労支援・住居確保給付金の給付)
無料職業紹介事業
生活困窮者自立支援制度助言弁護士
PSWによるアウトリーチ支援
フードバンクへの相談補助員配置

家計改善支援事業(委託)

就労準備支援事業(委託)

子どもの学習・生活支援事業
子ども健全育成支援員の配置(直営)
「居場所・学習支援の場づくり(地域づくり)」
(委託)

**一時生活支援事業/地域居住支援事業
(委託)**

ひきこもりサポート事業(居場所)(委託)(R3.6~)

黒字：必須事業

赤字:任意事業

青字：ひきこもりサポート事業



「つなぐシート」
東京都足立区の取り組みを参考に
H30.9月より試行を経て実施。
相談者が多様な問題を抱えている場合
一つの窓口での解決はなかなかでき
ず複数窓口の案内が必要な場合もあ
るため、複数窓口間における連携をス
ムーズにするためにシートを作成。
複数窓口間における連携をスムーズに
するためのシート。

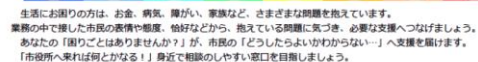


- 包括的支援体制構築のためには、自課の職員であるだけでなく、座間市の「相談員」として、次のことを意識して対応する必要があります。

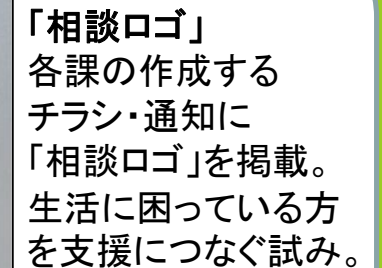
- | | |
|--------|--------------|
| 聴く | 丁寧な説明 |
| 適切なつなぎ | 他課業務への
関心 |

研修会「みんなが相談員～マルっとざま～」
「つなぐシート」の活用方法等：集合研修

「庁内連携」の取り組み



「相談チャート」
困りごとを説明できない市民の相談支援へのつなぎのために、業務経験の長い職員が行っている「気づき」の技術の共有を図る試み。



令和3年 臨時給付金の封筒に相談窓口電話番号を印字

「断らない相談支援」 個別支援(ご縁)から地域がつながる

多様な主体の参画による地域と行政が一体となった取り組み

「チーム座間」

「座間市生活援護課 自立サポート担当」

(自立相談支援員・就労支援員・住居確保給付金担当・子ども健全育成支援員)

「座間市社会福祉協議会」

(家計改善支援事業・子どもの生活・学習支援事業・生活支援コーディネーター)

「生活クラブ生協/NPOワーカーズコレクティブ協会/さがみ生活クラブ生協」

(就労準備支援事業「はたらっく・ざま」/居場所事業「みんなの居場所 ここから」)

「厚木公共職業安定所(ハローワーク)」「(生活保護受給者等就労自立促進事業)

「認定NPOきづき」「(社福)県央福祉会ブックカフェひばりが丘」(認定就労訓練事業)

※障害福祉サービス事業所

「社会福祉法人中心会 ユニバーサル就労支援事務局」(社会福祉法人公益事業)

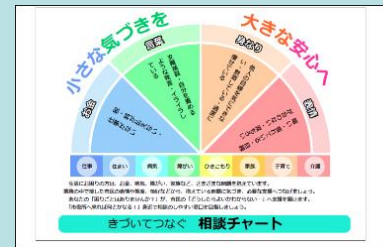
「NPO法人ワンエイド」(一時生活支援事業・地域居住支援事業/フードバンク相談補助員)

「神奈川県弁護士会 貧困問題対策本部」(生活困窮者自立支援事業助言弁護士)

「相談オフィスわ〜くすけあ」(アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業)

「社会福祉法人足跡の会」(助葬事業/相互提案型協働事業)

「株式会社シグマスタッフ」(県事業/生活困窮者等就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業)



市内連携等による自立相談支援事業の利用勧奨等

複合的な課題を抱えている相談者像の顕在化
初回アセスメント115件中 446個の課題(H30年度)

→1人当たり 3.88個

・経済的困窮	70	・病気	48
・家計管理の問題	39	・就職活動困難	32
・メンタルヘルス	31	・家族関係	28
・社会的孤立	26	・債務	26
・障害(疑い)	23	・住まい不安定	20

「断らない相談支援」
自立相談支援事業で
受け止める

行政・制度だけでは
対応できない課題に直面

力を貸して下さい！

個別支援を通じて中間的就労
食料支援・居住支援など、
行政・制度だけでは対応できない
課題の解決のために地域の方々に
協力を求めた。



特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンクと「連携自治体事業」協定を締結

2022年2月9日登録



市と特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンクは、2月8日に自殺対策SNS等相談事業における「連携自治体事業」協定締結式を行いました。

同協定は、同法人が自殺のリスクを抱えた方からSNSなどで受けた相談を、その相談者が居住する自治体（座間市）に「つなぎ支援」を行い、課題解決に向けた包括的な支援体制を構築することを目的としたものです。同法人が自殺対策の協定を県内の自治体と締結するのは初めてです。市は第一期「連携自治体」として、全国に先駆けて同法人と協定を締結し、自殺対策への取り組みを強化します。

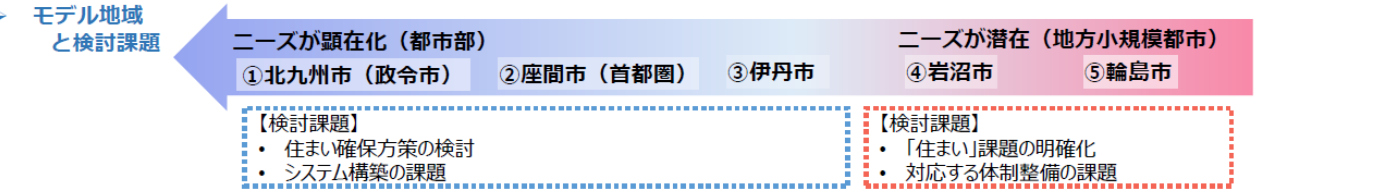
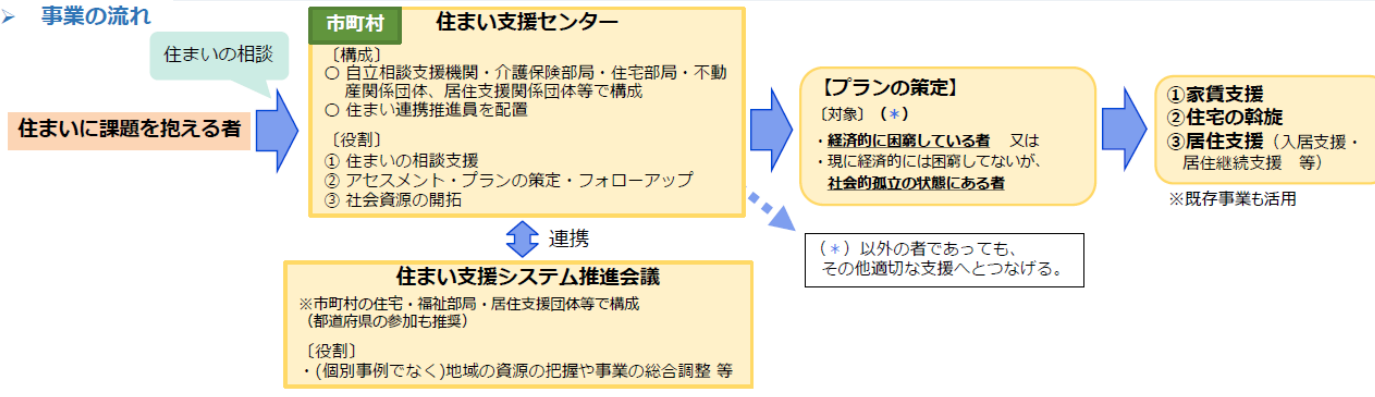
締結式で市長は「本締結において自殺のリスクを抱えた方の課題解決に向けた包括的な支援につなげていけることを期待しています。今後も生活に困っている方の声を1人でも多く拾い、相談を受けたその先の支援をしっかりとできるような体制作りができればと考えています」と話し、同法人代表の清水康之さんは「相談者のSOSを受け取るだけでなく、その先の必要な支援を行うためには、行政との連携が不可欠だと考えています。本協定を機に座間市とともにさまざまな取り組みを一緒に進めていければと思います」と話しました。

問い合わせ先 障がい福祉課 TEL046(252)7978

自殺対策SNS等相談事業/「連携自治体事業」

令和4年度 住まい支援システム構築に関する調査研究事業（概要）

○ 住まいの課題解決に向けたサポート体制の構築のため、複数の自治体において、住まいに課題を抱える者に対する住まい支援について、総合的な相談対応や一貫した支援を行える実施体制を整備するとともに、見守り支援や地域とのつながり促進支援など、地域共生の観点を取り入れたマネジメントを行う仕組みを導入する等のモデル的な事業を実施（令和5年3月とりまとめ予定）。



- 具体的な検討事項（実施地域） ※「住まい」ニーズ：入居及び居住継続の両方のニーズ
1. 「住まい支援センター」機能の提供体制（①～③）
 - 住まい連携推進員の機能と役割検討（①～③）
 2. 住まい支援のマネジメントシステムの試行
 - 顕在化しているニーズへの相談支援の体制（①～③）
 - 複合化する「住まい」ニーズ・過去事例等から「住まいニーズ」の把握（①～⑤）
 3. 支援メニューの整備・開発
 - 住まいの確保策の検討（①～③）
 - 地域や社会とのつながり支援の方策（①～⑤）

『地域共生社会づくりのための「住まい支援システム」構築に関する 調査研究事業』
全世代型社会保障構築会議(第8回) 令和4年11月11日 資料4 地域共生社会(住まい関係)

「断らない相談支援」が育む連携体制



ルポルタージュ『誰も断らない こちら神奈川県座間市生活援護課』
(篠原匡著/朝日新聞出版)令和4年6月出版

生活困窮者自立支援制度の対象者は「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者(生活困窮者自立支援法第3条)」です。

相談者がそうした「おそれのある」状態にあるかどうかは広く相談を受け付け、話を聞くことからしか分かりません。

また生活困窮状況の原因となる課題は複合的であり、その程度もさまざまです。このため事業開始1年目(平成27年度)に本市の自立相談支援事業では「相談を断らない」事を決めました。

さまざまな相談に向き合う中、制度の隙間に陥った相談者の複合的な生活課題を解決するには、行政や制度の力だけでは足りないことがわかってきました。

目の前の相談者の困りごとを解決するために、地域の方々の力を貸してもらうことが増えていき、個別支援を通じて出会った地域の方々との「ご縁」のつながりが支援のネットワークとなっていました。

そうした経緯から生まれたのが、生活困窮者自立支援の「チーム座間」です。

“厚生労働省HP:生活困窮者自立支援制度ニュースレターNO.34(令和3年10月)
「自治体短信」

神奈川県座間市の「いま」～「断らない相談支援」が育む連携体制～要旨“